

一般社団法人 日本郷友連盟 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本郷友連盟（以下「郷友」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 郷友は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 郷友は、内外の情勢を的確に把握・周知するとともに、国防及び民防思想の普及を図り、戦没者の慰霊顕彰並びに殉職自衛隊員の慰霊を行う。

あわせて、光栄ある歴史及び伝統の継承に関する諸事業を推進し防衛省自衛隊と府民との交流を一層深化・発展させることにより我が国及び国民生活の安心・安全、平和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 郷友は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国防及び民防思想、歴史伝統等に関する普及啓蒙
- (2) 英霊の顕彰及び殉職自衛隊員の慰霊
- (3) 全国郷友会との連携と親睦及び講演会の開催
- (4) 国内外の情報及び収集・国家情報安全企画の協力や提言
- (5) 防衛省・自衛隊に対する必要な協力
- (6) 自衛官募集及び退職自衛官の再就職の協力
- (7) 将来に生き甲斐を形成する青少年の教化育成
- (8) 高齢化社会における福祉の充実推進
- (9) 国内の有事、激甚災害その他の大規模災害に備え、被災者支援活動、防災・減災に関する啓発及び災害発生時の支援体制整備を行う事業
- (10) 前各号に規定する事業は、日本全国において行うものとする。

以下略